



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会社名 ビオフェルミン製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤本 孝明
(コード番号 4517 東証第1部)
問合せ先 総務部長 松本 剛
(TEL : 078 - 575 - 5501)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日(平成28年5月13日)開催の取締役会において、平成28年6月28日開催予定の第130期定時株主総会に、下記のとおり、監査等委員会設置会社に移行するための定款の一部変更議案について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されたことに伴い、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社に移行するために当社定款の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第15条 (条文省略)</p> <p>(取締役の数) 第16条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任) 第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第15条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の数) 第16条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は8名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第17条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第 18 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(役付取締役) 第 19 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 20 条 ～ (条文省略) 第 21 条</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 22 条 取締役会の招集通知は、会日より 5 日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 23 条 ～ (条文省略) 第 24 条</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役の報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約) 第 27 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期) 第 18 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役) 第 19 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 20 条 ～ (現行どおり) 第 21 条</p> <p>(取締役会の招集手続) 第 22 条 取締役会の招集通知は、会日より 5 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 23 条 ～ (現行どおり) 第 24 条</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合において、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役の報酬等) 第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約) 第 27 条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第28条 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の数) 第29条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日より5日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の報酬等) 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任限定契約) 第35条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) 第28条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査等委員会の招集手続) 第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日より5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要する場合にはこれを短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条 ～ 第<u>38</u>条</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第<u>39</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>40</u>条 ～ 第<u>43</u>条</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>30</u>条 ～ 第<u>32</u>条</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第<u>33</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>34</u>条 ～ 第<u>37</u>条</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u> 第<u>130</u> 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第427条第1項の規定による賠償責任を限定する契約については、<u>なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月28日（火曜日）

定款変更の効力発生日 平成28年6月28日（火曜日）

以上